

同月過誤処理（過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分を同一月に行なう処理）の取り扱いについて

1 処理概要

実地指導、指導監査及び事業所での自主審査による返還金の精算等により、一度に多数の過誤申立を行なった場合、過誤処理による取り下げ額（既に事業所等に支払った障害介護給付費等の返還額）が当月の支払額を上回り支払決定額がマイナスとなるケースが発生します。この様なケースを避けるため、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分を同一月に行なう事務処理です。

なお、同月過誤処理は平成21年4月から開始します。

2 処理の流れ

5月に市町村に対し、過誤申立の依頼を行った場合（4月末までに連絡）

通常過誤処理

	4月	5月	6月	7月
①	サービス提供	請求 過誤調整(-)	入金	請求額を過誤調整額が上回るとマイナスになります
②		サービス提供	請求 再請求(+)	

※①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に当該過誤処理分の再請求を行います。

同月過誤処理

	4月	5月	6月	7月
	サービス提供	請求	入金	
		※同月過誤処理 過誤調整(-) 再請求(+)		
	サービス提供	請求	入金	

※過誤処理と過誤処理分の再請求を同一月に行います。

### 3 処理の手順

#### (1) 市町村への連絡及び提出書類

ア 同月過誤処理を行なう旨を市町村障害福祉担当課へ連絡し、必ず市町村の同意を得てください。

イ 対象となる過去の請求を全て抽出し、過誤申立書（市町村によって様式が異なります）を提出してください。

提出時期は、同月過誤処理を行う前月末（5月に処理を行う場合は、4月末）までに提出となります。

#### (2) 国保連合会への連絡及び提出書類

市町村障害福祉担当課への連絡等が終了した後、国保連合会へ同月過誤処理を行なう旨を連絡し、別添の同月過誤処理依頼書、同月過誤処理対象者市町村別合計表及び同月過誤処理対象者一覧表（内訳書）を同月過誤処理前月末までに提出となります。

(注) 再請求分の請求明細書、サービス提供実績記録票を作成（紙不可）し、過誤処理が行なわれる月に必ず再請求分の請求を行います。（過誤処理分の再請求であることを十分に確認してください）

### 4 実施上の注意点

(1) 再請求分はインターネット請求で行ってください。（磁気媒体の場合はご相談ください）

(2) 県外市町村分及び対象件数の少ない県内市町村分については通常過誤として処理してください。

(3) 正確に処理されるよう市町村、国保連合会との連絡を十分に行なってください。

(4) 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではないので、変更がある場合は、作成区分を修正にした結果票を提出してください。変更がない場合は、提出は不要です。